

平成 30 年度長野県歳入歳出決算等審査意見書の概要

長野県監査委員

I 一般会計及び特別会計

1 審査の対象

長野県一般会計、長野県特別会計（公債費特別会計以下 12 会計）

2 審査の結果

- (1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに同附属書類の計数については、正確なものと認められました。
- (2) 予算の執行、財産の管理及び決算に関する事務については、おおむね適正に行われているものと認められました。

3 審査の意見

(1) 財政健全化への取組

- ・ 財政調整のための基金残高の増加など、「行政経営方針」に基づいた行政・財政改革の取組は着実に行われています。
人口減少や高齢化が進む中、財政健全化の取組は一層重要性を増していますので、「行政経営方針」に基づき、今後も持続可能な財政運営をさらに推進してください。

(2) 収入未済の解消等

- ・ 収入未済額は、前年度に比べ、3 億 5,889 万余円減少し、総額 49 億 626 万余円（前年度比 93.2%）となっています。一般会計、特別会計ともに減少はしているものの、残高が大きいことから、引き続き新たな収入未済の発生を防止するとともに、収入未済額の縮減に努めてください。
- ・ 県税の未収金は、8 年連続で 10%以上の削減となり、これまでの地道な努力が数値に表れたもので、高く評価できます。引き続き徴収対策を推進してください。
- ・ 税外未収金は、5,024 万余円増加しています（前年度比 103.6%）。「税外未収金縮減に向けた取組方針」に基づいた取組が行われていますが、平成 28 年度に一旦減少した未収金が、平成 29 年度以降は増加していますので、未収金の減少していない機関等にあっては、取組のあり方の検証も含めて対応策を講じてください。
- ・ 民間の債権回収会社等への未収金回収業務の委託は、一定の効果があると認められますので、今後も導入について検討してください。
- ・ 県が大北森林組合（以下「組合」という。）に対し請求した返還金については、組合の返還計画に基づいた返還がありました。引き続き適切な管理が必要です。また、組合の経営状況等を随時把握し、必要に応じて指導助言を行うなど、組合の経営の健全化と債権の計画的かつ早期の回収に努めてください。
他の補助事業者に対する返還請求で未納になっているものについては、引き続き債権回収の手続を確実に履行してください。
組合元専務等に対する損害賠償請求については、多額の収入未済があります。引き続き、債権回収の対策を講じるとともに、補助金不適正受給問題については、今後も再発防止に取り組み、県民の信頼回復に一層努めてください。

(3) 県有財産の適正管理

- 「ファシリティマネジメント基本計画」に沿って県有財産の総合的な利活用を推進し、未利用県有地の縮減、庁舎等の耐震化、橋梁や河川管理施設の長寿命化等に取り組んでいます。

県有財産について、県民共有の財産であることを踏まえて常に適正な管理に努めるとともに、引き続きファシリティマネジメントを積極的に推進してください。

(4) 県債の発行及び残高の管理

- 県債残高は、一般会計では1兆7,615億余円となり、前年度比で105億余円増加しましたが、減債基金に積み立てた満期一括償還分の県債及び臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高は9,287億円で、同203億円減少しています。また、特別会計では500億余円となり、同27億余円減少しました。

現在、県立武道館の建設や信濃美術館の全面改築などの大型投資が実施されていますので、引き続き将来の財政負担を考慮して自主財源の確保や事業見直しによる歳出の削減に取り組む、健全で持続可能な財政運営に努めてください。

(5) 債務負担行為等の適正な設定及び管理

- 債務負担行為が設定されている事業の後年度支出予定額の一般会計と特別会計の合計は546億余円で、前年度比で61億余円増加しています。

新たに債務負担行為を設定する際には、必要性、妥当性を十分に精査するとともに、設定期間が長期にわたるものについては、その管理に留意することが必要です。

また、県が損失補償を行っている財政的援助団体等の中には、県からの借入金について累積債務が残る可能性を示している団体もあるので、将来にわたり多額の県民負担が発生しないよう、その管理にも一層留意してください。

(6) 職員の法令遵守体制の徹底

- 県は、「行政経営方針」の中で、県民の信頼と期待に応えることができる組織づくりに向け、県民起点の意識改革、風通しのよい対話にあふれた組織づくり、しごと改革によりコンプライアンスを推進するとしています。平成30年度は「コンプライアンス推進月間」を新たに設定し、不適切事案の再発防止とコンプライアンスの「自分ごと」化のため、過去の事案を「他山の石」として問題点を議論するなど、全所属でコンプライアンス意識の浸透を図っています。また、内部統制制度の施行に向けて、令和元年度は制度の試行的な取組を実施することとしています。

- 様々な機会を捉え、改めて全職員の法令遵守に対する意識を高めて、県民に信頼される県政となるよう努めてください。

II 美術品取得基金

審査の結果及び意見

【審査の結果】計数は正確であり事務処理は適正に行われているものと認められました。

【審査の意見】今後も設置目的に沿って、優れた美術品の円滑かつ効率的な取得に努めてください。